

転入・編入を希望される方へ

1. 転入・編入の手続きについて

◎ 転(編)入を予定されている方は、事前に大椎中学校(Tel043-295-7201)へ連絡をお願いします。

【窓口:教頭、教務主任】

その際、以下のことをお知らせください。

- ① 生徒氏名(ふりがな)、性別、生年月日
- ② 保護者氏名(ふりがな)、生徒との続柄、兄弟姉妹関係の情報
- ③ 新住所、電話番号(連絡先)
- ④ 旧住所、電話番号(連絡先)
- ⑤ 転入・編入前の学校名、学年・組、学校の所在地、電話番号(連絡先)、担任の先生のお名前
- ⑥ 転入・編入予定日、給食の有無
- ⑦ 転入前に来校される日

2. 必要書類について

手続きの際(ご来校の際)に、以下の書類をお持ちください。

- ① 在学証明書【転出校で発行】
- ② 教科書給与証明書【転出校で発行】
- ③ 転(編)入学通知書【区役所・市民センターにて発行】

3. 転校に伴う手続き

(1)千葉市外から千葉市に転(編)入する場合、又は千葉市内で転居する場合

各区役所市民総合窓口課又は市民センターで「転入届」又は「転居届」を提出することにより、「転(編)入学通知書」が発行されます。転出校から発行される「在学証明書」「教科書給与証明書」とともに、指定された学校に「転(編)入学通知書」を提出することで手続きは完了します(千葉市教育委員会に出向く必要はありません。)

手続きの流れ

転出校 ⇒	区役所・市民センター ⇒	転入校(大椎中学校)
(1)在学証明書 (2)教科書給与証明書 ※海外から編入する場合は 不要です。	(3)転入届又は転居届の提出 (4)転(編)入学通知書の発行	(1)(2)(4)を持参

(2)転居を伴わない転校をする場合

以下のいずれかによる転校の場合、千葉市教育委員会学事課の窓口で手続きを行う必要があります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 国(私)立小・中学校から公立の小・中学校へ転入する、又は、外国から帰国し編入する場合。② 区域外・学区外通学期間終了後、本来の学区の学校へ転入する場合。③ 特別な事情等で、住民票の異動ができない場合。④ 特別な事情等により、区域外就学・学区外通学が必要な場合。 |
|---|

4. 外国籍児童生徒の就学

(1)千葉市に住民登録をしている場合

◎海外から千葉市に転入する場合

各区役所市民総合窓口課又は市民センターでの転入手続きの際、「転入届」とともに「児童・生徒編入学申請書」を提出していただくと、その場で「編入学通知書」が発行されます。指定された学校(打瀬中学校)に「編入学通知書」を提出することで手続きは完了します(千葉市教育委員会に出向く必要はありません。)。

手続きの流れ

区役所・市民センター ⇒	転入校(大椎中学校)
(1)転入届の提出 (2)編入学申請書の提出 (3)編入学通知書	(3)を持参

(2)千葉市に住民登録がない場合

◎転校・編入に伴う手続き(小・中学校共通)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">1.海外から千葉市に転入する場合2.千葉市外から千葉市に転入する場合3.千葉市内で転居する場合 |
|---|

上記1～3の手続きについて、千葉市教育委員会学事課の窓口で「編入学申請書」等を提出してください。

必要書類	・お子様のパスポート ・千葉市内に居住していることを証明するもの(賃貸借契約書、公共料金の領収書等)
------	---

※ 転(編)入学の際、事前に大椎中学校へ連絡していただくと、手続き等がスムーズに進みます。